

建 不 6 2 号
令和 2 年 4 月 9 日

各関係団体の長 様

千葉県県土整備部建設・不動産業課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言
に対する対応について

令和 2 年 4 月 7 日、国の新型コロナウイルス等感染症対策本部長は、緊急事態宣言を
行い、緊急事態措置を実施すべき期間を 5 月 6 日までの 29 日間、実施すべき区域とし
て千葉県を含む 7 都府県を指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

千葉県では、これを踏まえ、県における措置の内容を、別添のとおりとすることとし
たので、感染防止対策に一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、傘下会員に周知くださるよう併せてお願いいたします。

千葉県 県土整備部
建設・不動産業課契約・審査班
電話：043(223)3116

